（食用不適米穀を原材料とする物資の製造時に講ずべき措置）

第九条　出荷販売事業者は、第七条第三号の場合においては、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　食用不適米穀を保管しているときは、引き続き第六条各号に掲げる措置を講ずること。

二　食用不適米穀を原材料とする物資の加工又は製造及び販売に関する記録を作成し、保存すること。

第四章　関係法令の遵守のための体制整備

第十条　出荷販売事業者は、前二章に規定する遵守すべき事項の内容に基づく適正な業務の運営が確保されるよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　米穀の出荷又は販売の事業に従事する役員、従業員その他の者により、法、食品衛生法、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成二十一年法律第二十六号）その他の関係法令が遵守され、米穀の食品としての品質管理が適切に行われることとなるよう、必要な研修、教育その他の措置を講ずること。

二　米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律に基づいて適切な記録の作成、整理及び保存を行うとともに、食品衛生上の危害の発生、用途限定米穀の用途外への転用その他の事実が明らかとなった場合には、国又は地方公共団体の権限のある機関の求めに応じて、同法の規定に基づく記録を速やかに提示すること。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十七号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。ただし、第十条（第二号に係る部分に限る。）の規定は、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律の施行の日（平成二十二年十月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行前に出荷又は販売をされた用途限定米穀については、第四条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項の規定は、適用しない。

別記様式（第４条関係）

(1)　加工品の原材料として用いられる米穀（(2)、(3)及び加工品であって、その普及により米穀の新用途への利用が促進されるものの原材料として用いられるものを除く。）



(2)　米穀以外の穀物の加工品に代替して用いられる米穀粉の原材料として用いられる米穀



(3)　飼料の原材料として用いられる米穀



(4)　(1)から(3)までの米穀以外のもの

「輸出用」等その用途が明確に分かる表示

備考

1　大きさは、外円直径30～40ミリメートル、肉幅２～５ミリメートルとし、肉色は、青色又は緑色とする。

2　見やすい箇所への印刷、押印、シールの貼付その他の方法により、鮮明に付すものとする。

告　示

○法務省告示第五百十六号

北海道雨竜郡秩父別町役場保存の次の除籍が滅失した。

平成二十一年十一月五日

法務大臣　千葉　景子

北海道雨竜郡秩父別町千十八番地　小林　つよ

○農林水産省告示第千五百五十一号

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律施行令（平成二十一年政令第二百六十一号）第一条第一号の規定に基づき、農林水産大臣が定める方法及び基準を次のように定め、平成二十二年十月一日から施行する。

平成二十一年十一月五日

農林水産大臣　赤松　広隆

1　米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律施行令（以下「令」という。）第一条第一号の農林水産大臣が定める方法は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一　直接圧縮すること又は当該加工したものの全重量の三パーセント以下の結合剤を加えることにより、固めること。

二　ロールにかけ、又はフレーク状にすること。

三　**殻**を取り除き、真珠形にとう精すること。

四　薄く切ること。

五　粗くひくこと。

2　令第一条第一号の農林水産大臣が定める基準は、米穀、小麦、大麦、はだか麦若しくはライ小麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット（直接圧縮すること又は全重量の三パーセント以下の結合剤を加えることにより、固めたものをいう。）又はでん粉（加工でん粉を含む。以下この項において同じ。）の含有量の合計が当該調製食料品の全重量の八十五パーセントを超え、かつ、米穀産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（はだか麦産品を含む。）及びでん粉のうち、米穀産品が最大の重量を占めることとする。

○国土交通省告示第千百八十号

建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）第十七条の十八第一号イの規定により、次に掲げる者が行う試験を、登録学科試験として登録したので、同規則第十七条の三十四第一号の規定により公示する。

平成二十一年十一月五日

国土交通大臣　前原　誠司

一　登録年月日　平成二十一年十月一日

二　登録番号　学科第一号

三　氏名又は名称　財団法人建築技術教育普及センター

四　住所　東京都中央区京橋二丁目十四番一号

五　法人である場合の代表者の氏名　浅野　宏

六　登録試験事務を行う事務所の名称　財団法人建築技術教育普及センター

七　登録試験事務を行う事務所の所在地　東京都中央区京橋二丁目十四番一号

八　登録試験事務を開始する年月日　平成二十一年十月一日

○国土交通省告示第千百八十一号

建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）第十七条の十八第一号ロの規定により、次に掲げる者が行う試験を、登録設計製図試験として登録したので、同規則第十七条の三十四第一号の規定により公示する。

平成二十一年十一月五日

国土交通大臣　前原　誠司

一　登録年月日　平成二十一年十月一日

二　登録番号　設計製図第一号

三　氏名又は名称　財団法人建築技術教育普及センター

四　住所　東京都中央区京橋二丁目十四番一号

五　法人である場合の代表者の氏名　浅野　宏

六　登録試験事務を行う事務所の名称　財団法人建築技術教育普及センター

七　登録試験事務を行う事務所の所在地　東京都中央区京橋二丁目十四番一号

八　登録試験事務を開始する年月日　平成二十一年十月一日

○国土交通省告示第千百八十二号

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十八条第三項の規定に基づき、平成二十年国土交通省告示第九百三十五号の一部を次のように改正する。

平成二十一年十一月五日

国土交通大臣　前原　誠司

三レ中「群馬県高崎市旭町四十六番地二」を「群馬県高崎市あら町六十七番地一」に、同号ク中「神奈川県厚木市中町四丁目十六番十八号」を「神奈川県厚木市田村町八番八号」に、同号ネ中「新潟県新潟市中央区網川原一丁目十五番二十三号」を